

年金生活者支援給付金の請求手続きは

スマートフォンで電子申請をご利用ください！



いつでもどこでも、
簡単に手続きできます！

郵送の手間も切手代も
不要です！

手続きの処理状況を
スマートフォンから
確認できます！

●スマートフォンによる電子申請を行った場合、同封のはがき（請求書）の提出は不要です。

●給付額等の制度については、同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」もあわせてご覧ください。

◆事前にご準備いただくもの

スマートフォン



マイナンバーカード



お手続きには以下のパスワードが必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）
- 署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）

※パソコンでも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

◆事前以下の設定が必要です。

- ☒ マイナポータルの利用者登録 **1** へ
- ☒ マイナポータルとねんきんネットの連携 **2** へ

1 マイナポータルの利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

マイナポータルはこちら ▶



<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力します。
- ③ スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の案内に従い入力・選択します。



2 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。

ねんきんネットとの連携

未連携

ねんきんネットとは、これまでの年金記録や、これから受け取る年金の見込額など、ご自身の年金に関する情報を確認できるサービスです。

連携



マイナポータルとねんきんネットを連携すると受けられるサービス

- ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ・ 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ・ 各種通知書（年金振込通知書や年金額改定通知書等）の閲覧および再交付申請ができます。



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面につづきます▶

電子申請の手順

マイナポータルからねんきんネットにログイン

ステップ1

- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。



年金生活者支援給付金の申請

「年金生活者支援給付金請求書」の届書をタップし、画面の案内に従い申請を行ってください。

ステップ2

- ① **基本情報** 提出期限・ご準備いただくもの・受け取りに関する注意事項を確認します。
氏名や住所等の基本情報を確認・登録後
▶ 次へ をタップします。
画面に表示された氏名・住所等に変更がある場合は、別途手続きが必要です。
- ② **内容確認** 入力した内容が画面に表示されるので、誤りがないかを確認します。誤りがなければ、
▶ 電子署名を付与して申請する をタップします。

①基本情報



電子署名

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力します。
- ② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。



年金生活者支援給付金の申請が完了！

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することができます。
- 日本年金機構において市町村から提供された所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているかを判定し、請求書の受付日から1～2か月後に結果を郵送でお知らせします。

ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

① 動画等で確認

日本年金機構のホームページで電子申請のご利用方法の説明動画やQ&A等を公開しています。
以下のURLまたは二次元コードからご利用ください。

年金生活者支援給付金 電子申請



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html

② 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。
日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からご利用ください。

ステップ3